

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会
添加物部会

日時 平成17年2月24日(木)
午前10時00分～12時00分まで
場所 中央合同庁舎第5号館共用第8会議室
(6階 国会側)
東京都千代田区霞が関1-2-2

議事次第

議題

- (1) ヒドロキシプロピルセルロースの新規指定の可否について
- (2) アミルアルコール、イソアミルアルコール及び2,3,5-トリメチルピラジンの新規指定の可否について
- (3) その他

資料一覧

<ヒドロキシプロピルセルロース>

- 資料1 ヒドロキシプロピルセルロースの新規指定の可否に関する薬事・食品衛生審議会への諮問について
- 資料2 ヒドロキシプロピルセルロースを添加物として定めることに係る食品健康影響評価に関する審議結果(案)(食品安全委員会添加物専門調査会の報告書(案))
- 資料3 ヒドロキシプロピルセルロースの新規指定の可否に関する薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会報告書(案)

<アミルアルコール>

- 資料4 アミルアルコールの新規指定の可否に関する薬事・食品衛生審議会への諮問について
- 資料5 アミルアルコールを添加物として定めることに係る食品健康影響評価に関する審議結果(案)(食品安全委員会添加物専門調査会の報告書(案))
- 資料6 アミルアルコールの新規指定の可否に関する薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会報告書(案)

参考1 アミルアルコールのガスクロマトグラム

<イソアミルアルコール>

- 資料7 イソアミルアルコールの新規指定の可否に関する薬事・食品衛生審議会への諮問について
- 資料8 イソアミルアルコールを添加物として定めることに係る食品健康影響評価に関する審議結果(案)(食品安全委員会添加物専門調査会の報告書(案))
- 資料9 イソアミルアルコールの新規指定の可否に関する薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会報告書(案)

参考2 イソアミルアルコールのガスクロマトグラム

<2,3,5-トリメチルピラジン>

資料 10 2,3,5-トリメチルピラジンの新規指定の可否に関する薬事・食品衛生審議会への諮問について

資料 11 2,3,5-トリメチルピラジンを添加物として定めることに係る食品健康影響評価に関する審議結果(案)(食品安全委員会添加物専門調査会の報告書(案))

資料 12 2,3,5-トリメチルピラジンの新規指定の可否に関する薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会報告書(案)

参考3 2,3,5-トリメチルピラジンのガスクロマトグラム

報告資料 食品安全委員会への意見聴取及び食品健康影響評価の結果について